平成２５年（フ）第４１２４号
東京都世田谷区上用賀２丁目３－１－1009
債務者　新島眞智子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３５号
東京都江東区大島３丁目30―19―101
債務者　岩下　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１３８号
東京都大田区大森東３丁目８―16―302
債務者　安藤　千春（旧姓猪股）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１５６号
埼玉県草加市遊馬町1154―３　ヒロオパレスⅢ―203号
債務者　永野　美也
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１５７号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目19―19
債務者　中島　裕美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６７号
東京都葛飾区亀有５丁目52―７　豊沢方
債務者　竹之内徹雄
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７１号
千葉県八千代市八千代台北６丁目２―46―107
債務者　鈴木　壮大
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７７号
東京都板橋区板橋３丁目10―８―202
債務者　神長　芳子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１７９号
東京都西東京市柳沢５丁目11―３―304
債務者　中本　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８１号
東京都文京区後楽１丁目８―13　ハイツ文京
債務者　堤　　陽一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８２号
東京都目黒区鷹番２丁目６－２－201
債務者　足立　咲奈
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８３号
千葉県千葉市花見川区柏井４丁目35―１―103
債務者　小松　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８４号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1179　Ｓ．エンテランスＡ―102
債務者　小島　領二
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８５号
東京都三鷹市北野４丁目16―19　第２北岡荘26
債務者　千葉　葉子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１８７号
東京都江戸川区北小岩４丁目37―９―203　第５頼長ビル
債務者　長谷川　肇
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部